

令和元年10月から 幼児教育・保育の**無償化**が スタートします。

<利用者の方>

○無償化の対象は「**保育が必要**」な利用者のみです。

- ・無償化の対象は、市から「保育の必要性の認定」を受けた方のみです。
- ・「保育の必要性の認定」については、就労等の要件があり、利用者が市に申請します。

○無償化には**対象と上限額**があります。

- ・無償化の上限額は以下のとおりです。
 - 3～5歳児クラス：月額3.7万円まで
 - 0～2歳児クラス：住民税非課税世帯の子どもたちを対象に月額4.2万円まで
- ・認可外保育施設の利用に加え、一時預かり事業、病児保育事業等を利用する場合も上限額の範囲内で無償化の対象です。

<施設運営者の方>

○県への**届出**が必要です。

- ・認可外保育施設（地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育所等含む。）として、無償化の対象となるには、県に届出を提出することが必要です。

○国が定める**基準を満たす**ことが必要です。

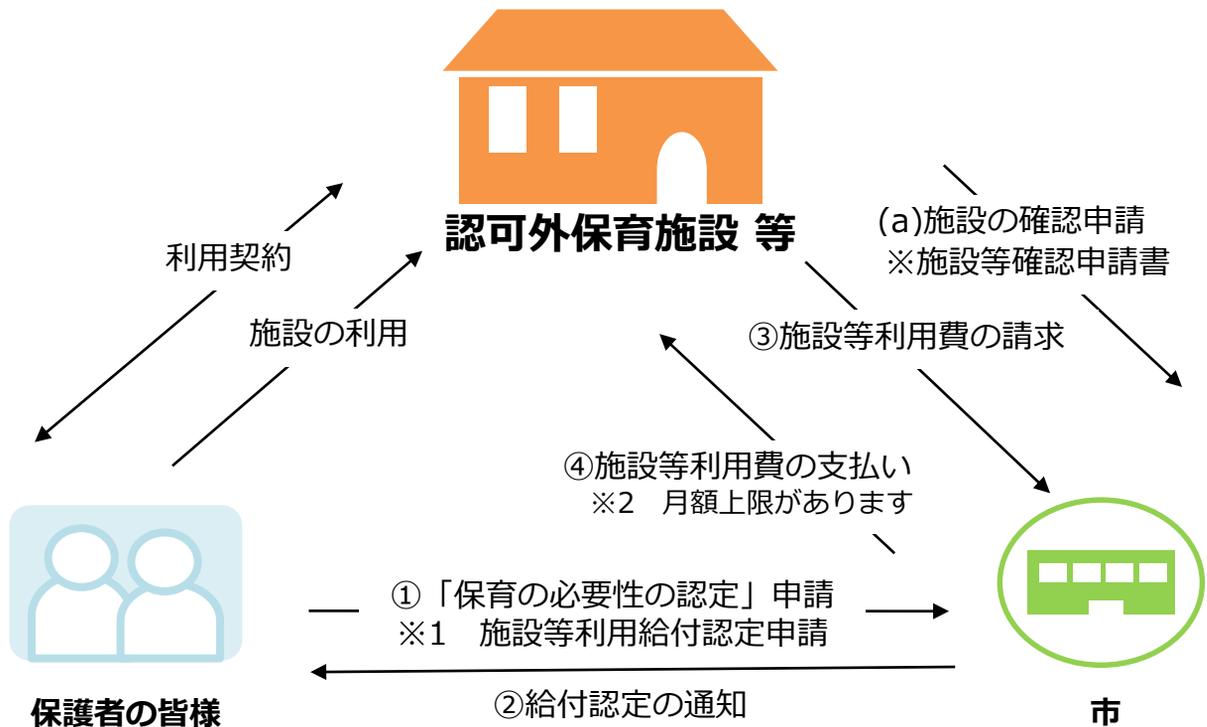
- ・無償化の対象となるには、国が定める「認可外保育施設指導監督基準」を満たすことが必要です。
- ・市が国と同様の基準条例を定めるため経過措置としての猶予期間はありません。

○市への施設「**確認**」の**申請**が必要です。

- ・市においても無償化の対象となる施設に求められている基準を満たしていることを把握等する必要があるため、施設の「確認」申請が必要です。

[基本的な手続きのイメージ]

※支払い方法等が変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。



※1 利用者が保育の必要性の認定を受けていない場合、まず、利用者から市に申請が必要です。

手続の詳細については、市に確認の上、利用している保護者にご説明ください。

※2 3歳以上は3.7万円、3歳未満児は4.2万円が限度額です。

※無償化の対象者は、施設への保育料の支払いはありません。その分を施設が市に施設等利用費を請求します。具体的な手続きは、市に確認してください。

通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

保護者に対しては、保育料と通園送迎費等が区分できる資料等を提示してください。

(内閣府のホームページで領収書を含め無償化に係る書類の例を掲載しています。)

※保育料を変更する場合は、その内容及び理由の掲示と保護者への説明が必要です。質の向上を伴わず、無償化対象者の保育料のみを引き上げるなど、無償化に伴う理由のない保育料の引き上げはできません。

お問い合わせ先

【無償化の給付や保育の必要性の認定の手続について】

高山市 福祉部 子育て支援課

TEL : 0 5 7 7 - 3 5 - 3 1 4 0 (直通) MAIL : kosodateshien@city.takayama.lg.jp

【認可外保育施設の届出、指導監督基準について】

岐阜県 健康福祉部・子ども女性局 子育て支援課

TEL : 0 5 8 - 2 7 2 - 8 0 7 7 (直通) MAIL : c11236@pref.gifu.lg.jp

※内閣府ホームページでは、無償化の手続きの詳細やFAQを掲載しています。

内閣府 無償化

検索

